平成２１年（フ）第６５１号
大阪府岸和田市土生町２丁目21番４号シャトー土生台501号、前住所大阪府岸和田市土生町５丁目３番29号
債務者　堀川　由美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
大阪府泉大津市助松団地３番33―403号
債務者　木下　　修
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６５８号
大阪府和泉市はつが野２丁目32番１号
債務者　森田　安博
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
大阪府和泉市はつが野２丁目32番１号
債務者　森田みさ子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第５１７号
香川県綾歌郡綾川町山田下2164番地２―１―508
債務者　鵜川　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３２５号
長崎県長崎市元町８番35号
債務者　今林　榮子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地25　メゾンＴ・ＩパートＩ102号
債務者　中野美奈子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
長崎県長崎市江平１丁目15番２号　エビラコーポ101、旧住所長崎県長崎市石神町18番７号
債務者　明松　俊昭
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
長崎県長崎市十人町17番３号　メゾンファミーユ102号室、旧住所長崎県長崎市桜木町４番３号　小鉢方
債務者　鶴原　絵理
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
長崎県長崎市宮摺町615番地
債務者　榊田知恵子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
長崎県長崎市横尾３丁目28番４号　田崎アパートＢ―４号室、旧住所長崎県長崎市大園町11番３―304号
債務者　柴田　裕果
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
長崎県長崎市相生町14番14号
債務者　福田美智子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
長崎県長崎市長浦町20番地
債務者　瀬戸脇加代子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１号
山形県最上郡鮭川村大字曲川223番地の２
債務者　安彦美智子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第４３号
山形県最上郡金山町大字金山456番地60
債務者　須賀　秀子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１３１号
沖縄県中頭郡西原町字棚原337番地の１　メゾンＳＨＯＵ202号
債務者　崎原　春子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８９号
沖縄県浦添市城間４丁目21番１号
債務者　吉元　社子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２３１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字港川254番地
債務者　髙良　末子（旧姓徳村）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部